



①=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) ②=日時・日程 ③=会場 ④=当日直接会場へ ⑤=講師  
 ⑥=費用(特記ない場合、無料) ⑦=ほかの情報 ⑧=申込方法(特記ない場合、発行日時時点で申込可)  
 ⑨=問合せ先 ⑩=区のホームページ(右記二次元コード)から申込可(⑩はスマートフォン不可)  
 区HPQ 0000=区のホームページ検索バーへの番号入力力でページを表示



区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>  
 せたがやコール  
 区HPQ 120061

## 観光ホームページで世田谷区の様々な魅力を発信しています

観光情報サイト「エンジョイ! SETAGAYA」(後記二次元コード)では、区内のおすすめの「まち歩きコース」の紹介をはじめ、「イベント情報」「観光スポット」「特集記事」など、様々な角度から世田谷の情報を発信しています。

各種観光パンフレットやマップもダウンロードできます。英語、中国語(繁体字・簡体字)、ハングルにも対応しています。

自宅に居ながらにして、世田谷の素敵なスポットを発見できます。ぜひご覧ください。

「エンジョイ世田谷」で検索▶



問(公財)世田谷区産業振興公社 ☎3411-6715 FAX3412-2340

## 区内の障害者施設の製品を手にとってみませんか

福祉のアンテナショップ「フェリーチェ」では、区内の障害者施設の自主生産品や、群馬県川場村など区の交流自治体の製品を取り扱っています。季節にちなんだ製品の販売や各種フェア等も随時開催しています。売り上げは施設で働く障害者の収入(工賃)になるだけでなく、社会参加などのやりがいにもつながります。おみやげやギフトセットなどの注文も承っています。ぜひお立ち寄りください。

所在地/本店: 喜多見9-2-33(喜多見駅高架下) 区役所店: 世田谷4-21-27(区役所本庁舎東棟エントランス)

営業時間/本店: 月~土曜の午前10時から午後7時(祝・休日、年末年始を除く) 区役所店: 開庁日の午前11時~午後2時  
担当=障害者地域生活課



問フェリーチェ本店 ☎5761-9175 FAX5761-9315 区HPQ 140646

## 「ひとり親家庭が新しい一歩を踏み出すために」(令和6年度版)を発行しました

ひとり親家庭への支援策や相談窓口等について紹介しています。離婚前の方にも役立つ情報があります。

配布場所/総合支所子ども家庭支援課、出張所・まちづくりセンター等

※区HPQ 138936 からご覧いただけます。



問子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX5432-3081

## 住民税非課税世帯の介護施設入所者等の費用負担を軽減します

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等に入所(院)またはショートステイで利用する際に、食費・居住(滞在)費の費用負担を軽減する制度があります。住民税非課税世帯で、一定の資産要件を満たす方からの申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

備要件や軽減内容等詳しくは、お問い合わせください。

問介護保険課 ☎5432-2646 FAX5432-3042 区HPQ 14807

## せたがや子どもFun! Fan! ファンディングを開始します

子どもたちの、地域の中で「したい、やってみたい」企画を①子ども団体から募集し、その内容を②子ども審査員等が審査をして、採用された企画に「世田谷区子ども基金」から活動費を助成します。

対①区内在住・在学・在勤の小学1年生~18歳が5人以上で18歳以上の大人が2人参加している団体②区内在住・在学・在勤の小学5年生~18歳の方

備6月14日から①は7月12日まで、②は6月28日までに申込み。申込方法等詳しくは、区HPQ 209115 をご覧ください。

問子ども・若者支援課 ☎5432-2528 FAX5432-3016

## 紙おむつの支給・おむつ代の助成制度のご案内

	高齢者	障害のある方
対象	ねたきり等の状態で2か月以上おむつを使用しており、引き続き必要と認められた方で区内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方(介護保険施設等に入所している場合を除く) ①65歳以上で要介護認定の要介護3~5(入院中の方は要介護度不問) ②40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者で、要介護認定の要介護3~5	原則として3歳以上65歳未満の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方 ※65歳に達する前から紙おむつ支給・おむつ代助成を受けていた場合は65歳を過ぎても引き続き対象になります。
紙おむつの支給	月1回ご自宅に配送します。 配送範囲/東京23区内、三鷹・調布・狛江市内(病院への配達不可) 利用者負担/月額500円	
おむつ代の助成	入院中等の方で、紙おむつの支給を受けられない場合は、おむつ代の助成を選択できます(退院後に、遡って申請はできませんのでご注意ください)。 助成限度額/月額5000円	助成限度額/月額6000円
問合せ先(総合支所保健福祉課)	世田谷 ☎5432-2850 FAX5432-3049 北沢 ☎6804-8701 FAX6804-8813 玉川 ☎3702-1894 FAX5707-2661 砧 ☎3482-8193 FAX3482-1796 烏山 ☎3326-6136 FAX3326-6154 ※お住まいの地区のあんしんすこやかセンターでも申し込み可。	世田谷 ☎5432-2865 FAX5432-3049 北沢 ☎6804-8727 FAX6804-8813 玉川 ☎3702-2092 FAX5707-2661 砧 ☎3482-8198 FAX3482-1796 烏山 ☎3326-6115 FAX3326-6154

※いずれも申請した月以降が支給・助成の対象となります。